



事務所だより 12月号

西田成希税理士事務所

師走の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

11月の半ばから寒くなりましたね。私は凍えながらテニスをしてました(^;)。

さて、皆さんこんな電車ご存知ですか？行き先、なんと「鮮魚」です！

この電車、三重県の漁港で早朝に揚がった魚介類を奈良や大阪に運ぶ行商人専用の電車なんです。鮮魚列車は、一般の人は乗れません。布施駅では、時間調整のために止まっていたようで扉は開いていませんでした。鮮魚列車の歴史は古く1963年の9月から運行されています。ルートは、宇治山田駅を出発して大阪上本町駅です。もともと行商人の方も一般の電車を利用していたのですが、臭いや荷物が他の客の迷惑になったため近鉄が専用列車の運行を開始しました。

以前に新聞で読んだことがあったので、その存在は知っていましたが、まさか遭遇するとは思いませんでした。その日は、布施で相続税の案件があり、8時45分頃布施駅に着いたのですが、近鉄では見たことがない車両が止まっています。ホームの案内は「貸切」です。小学校の遠足用かな？そういえば扉は開いていないし…。で、窓を覗いて見ると、乗客は「おじいさん(?)」のような人がパラパラです。しかも、

寝てる…。「なんじゃこりゃ」と先頭車両に回るとビックリ。鮮魚列車でした!(^^)!。では、この鮮魚列車、珍しいのかというと、今でも平日は毎日運行されています。そういう意味では、珍しいわけではなく、時間さえ合えばいつでも見られる電車です。皆さんも機会があれば鮮魚列車に会いに行ってみてください。と言っても時刻表には載っていませんので悪しからず(^)。

今年もあと1か月ですね。皆さんにとって、平成29年はどんな年でしたか？1年の締めくくりであるこの1か月、「終わり良ければ総て良し」と言います。良い1か月にしたいですね(^) /

では、事務所だより12月号をお送りします。くれぐれも風邪などにはお気を付けください。



☆ お知らせ (平成29年12月の税務)

期限	項目
12月11日	11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(当年6月～11月分)の納付
1月4日	10月決算法人の確定申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
	1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	4月決算法人の中間申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
	消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告 <消費税・地方消費税>
	消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(8月決算法人は2ヶ月分) <消費税・地方消費税>
	給与所得の年末調整
	給与所得者の保険料控除申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出
	固定資産税(都市計画税)の第3期分の納付

☆ 所有者不明の土地を有効利用

全国で400万ヘクタール以上あるといわれる所有者不明の土地をめぐり、国土交通省は、新たに「利用権」を設定して、所有者の同意を得なくても公益性のある事業に利用できるようにする新制度を創設する方針を明らかにしました。来年の通常国会に特別措置法案を提出することを目指します。

国交省の案は、所有者不明の土地を使いたい自治体や民間業者が都道府県知事に申請し、地元の市町村などの意見を聞いた上で明確な反対が出なければ、知事の裁定に基づき土地の利用を認めるというものです。5年程度の期限を定め、期限到来時にも所有者が現れなければ、利用権を更新します。利用目的は公園や広場、文化施設など公益性のある事業を想定しているとのことです。

問題は、土地を利用してしまってから、本来の所有者が現れるケースです。国交省の案では、利用期間の賃料に相当する額を供託しておくことに加えて、所有者の同意を得られた時には利用を継続し、得られなければ原状回復して土地を明け渡すそうです。しかし、すでに文化施設などが建ってしまっているものを原状回復するというのは現実味に乏しく、地元の理解を得ら

れないケースも考えられます。複数人の土地にまたがっているときには調整が難航することも考えられ、個人の土地を都道府県が利用権の名のもとに“徴用”することにもなりかねないだけに、慎重な議論が必要となりそうです。

不動産の権利登記は、相続などで所有者が変わっても名義変更の義務がないため、資産価値が低い山林などの不動産を相続した人は相続登記をせず、被相続人名義のまま放置することがあります。数十年が経って代が変わると、不動産登記を調べても本来の所有者が分からないケースも多く、公共事業の際の用地買収の障害となっています。

☆ 将来なりたい仕事は YouTuber ？！

子どもが将来なりたい職業に変化が起きています。従来、人気職業ランキングの上位には、男子はスポーツ選手やお医者さん、女子ですとケーキ屋さんなどが常連でした。ところが、近年では YouTuber (ユーチューバー) がランクインするようになり話題となりました。

YouTuber とは、動画投稿サイト、YouTube に自分で制作した動画を公開する人をいいます。投稿する動画はさまざまです。「〇〇をやってみた」など、自身が興味を抱いたことを実行し、顛末を撮影するものが定番です。

最も有名な YouTuber の一人、ヒカキン氏は商品の紹介をよく投稿しますが、投稿により商品の売上が伸びるといわれています。また、同氏が動画内で座っていたソファが話題となり、同じ型のものを買う人が現れるくらい、影響力を有しています。

また、マックスむらい氏は、ゲームを実際にプレイし実況する動画が人気で有名になりました。ほかにも、はじめしゃちょー氏など、有名な YouTuber がたくさん生まれています。

YouTuber の主な収入源は広告収入です。動画を観た人が、動画の横にあるインターネット広告をクリックすると、動画を投稿した人にお金が振り込まれる仕組みになっています。また、人気 YouTuber になれば、企業とのタイアップも収入源となります。もちろん、動画投稿だけで生活できる人は、ごく一部です。また、収入の額は動画の再生回数や広告の単価に左右されるので不安定なのが現状です。

それでも、なかには年収が 1 億円を超える人も現れ、「YouTuber は好きなことをして稼げる」として子どもたちの間で夢の職業となりました。

最近、子どもの将来なりたい職業に、上位ランクインして話題となった YouTuber。具体的にどのようにして収入を得ているのでしょうか。数年前、動画投稿サイトが広がりを見せたころは、投稿で収益を得るシステムは確立されていませんでした。

2011 年、YouTube では、一定の条件を満たす人を対象に、動画を閲覧した人がインターネット広告をクリックすれば、投稿者は広告収入を得られるシステムを設けました。ただ、これは、動画を観てもらっただけでは収入になりません。隣にある広告をクリックしてもらえれば収入になります。動画再生の回数が多いほど、広告のクリック回数も増えるので、結果、広告収入も増えるようになります。このほか、有料閲覧のシステムや、企業とのタイアップで企業からタイアップ料をもらうといった収入を得る仕組みもあります。

また近年は、UUUM (ウーム) 株式会社といった、YouTuber を対象とした事業 (YouTuber のマネジメント、動画制作サポート) を営む会社も現れました。この会社は、人気 YouTuber のヒカキン氏などが所属し、彼らの制作サポート、スケジュール管理などを行っています。

このほか、人気ゲームを自身でプレイし実況する動画で人気が出たマックスむらい氏は、友人とともにゲーム関連会社を興し、同氏が役員を務める会社は 2015 年に東証マザーズ市場に上場しています。

YouTube はもはや趣味だけでなく、ビジネスの場にもなっています。しかし、UUUM のように、事業を展開する会社はまだ数多くありません。ということは、YouTuber をめぐるビジネスの分野はチャンスがまだ多く残っているという見方もできます。

☆ 税務調査の効率化

国税庁によると、2016 年 7 月～17 年 6 月に実施した所得税の税務調査は 64 万 7144 件で、前年からわずかに減少しました。そのうち、短期間の実地調査で非違を指摘する「着眼調査」は 2 万 1226 件で、前年から 2 割増えています。また文書や電話によって来署依頼をする「簡易な接触」は前年よりわずかに減少したものの、約 58 万件と調査件数全体の 9 割を占めました。脱税の手口なども複雑化するなかで、短期に集中的な調査を行って実績を上げている状況がうかがえます。

税務調査の種類は大きく 4 つに分けられます。まず高額、悪質な脱税などに時間を掛けて取り組む「特別調査」があり、これには着手から終了まで数カ月かかることも珍しくありません。

次に、下調べの上で数日かけて現場で調査を行う「一般調査」があり、税務調査と聞いて思い浮かべるような最もスタンダードな手法がこれです。さらに短く、半日ほどの現場調査で終える「着眼調査」があり、この 3 手法を合わせて、現場に赴く「実地調査」と呼ばれます。唯一、実地調査に当てはまらないのが、文書や電話によって来署依頼をするなどの方法によって申告を修正させる「簡易な接触」で、これは税務調査の法的手続きが厳格化された 2013 年以降、激増しています。

国税庁によれば、今年 6 月までの 1 年間に行われた約 65 万件の所得税調査のうち、「特別調査」と「一般調査」の合計は 4 万 9012 件で、前年より 1 千件ほど増加しています。注目したいのは 3 つ目の「着眼調査」で、前年 1 万 7973 件だったところが、今年は 2 万 1226 件と、一気に 2 割増加しました。

国税庁は近年になり、重点的に取り組むテーマとして税務調査の“選択”と“集中”を挙げていて、高額な不正が見込まれる案件には人や時間などのリソースを大量投入する一方で、それ以外の軽微な不正については省力化を図っていくというメリハリ化に取り組んでいます。半日程度で終わる着眼調査の増加は、国税のそうした姿勢の表れと言えそうです。

西田成希税理士事務所
〒659-0053
兵庫県芦屋市松浜町 6 番 14-2 号
電話 090-7490-7396
FAX 0797-78-6488